

## 第22期第12回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年12月19日（月） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 令和5年上期土石採取計画について（協議）

資料1

(2) 一本釣に使用する集魚灯（LED）に係る委員会指示について（協議）

資料2

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について（報告）

資料3

(4) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

資料4

(5) 第41回 日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）

資料5

(6) その他

4漁管第4281号  
令和4年12月12日

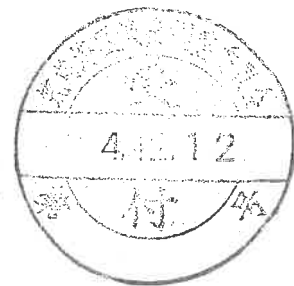
筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長  
( 漁 業 調 整 係 )



令和5年上期土石採取計画について (協議)

このことについて、令和4年12月7日付け4港第861号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



# 令和5年上期土石採取計画について

## 令和5年上期土石採取計画量

単位: 万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁 業 種 漁 場 外											小 計	合 計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.00	7.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50							69.00	60.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.80	2.00				7.20	10.00	10.00
		計画								0.72	1.80				6.48	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50		3.73	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	21.00		3.73	47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.73	2.93	22.50	22.50		10.93	181.59	181.59
		計画	16.00	13.50	4.50	9.50	7.00	9.00	12.50	1.65	2.73	21.00	21.00		10.21	128.59	128.59

## 令和4年下期土石採取計画量

単位: 万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁 業 種 漁 場 外											小 計	合 計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00												12.00	12.00
		計画	6.00	6.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.60	7.50	4.40	9.00	6.70	9.20	12.60							60.00	60.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	1.60				8.00	10.00	10.00
		計画								0.36	1.44				7.20	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.93	0.93	22.50	22.50		3.73	50.59	50.59
		計画								0.93	0.93	21.00	21.00		3.73	47.59	47.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.33	2.53	22.50	22.50		11.73	181.59	181.59
		計画	16.60	13.50	4.40	9.00	6.70	9.20	12.60	1.29	2.37	21.00	21.00		10.93	128.59	128.59

## 令和4年上期土石採取計画量

単位: 万m<sup>3</sup>

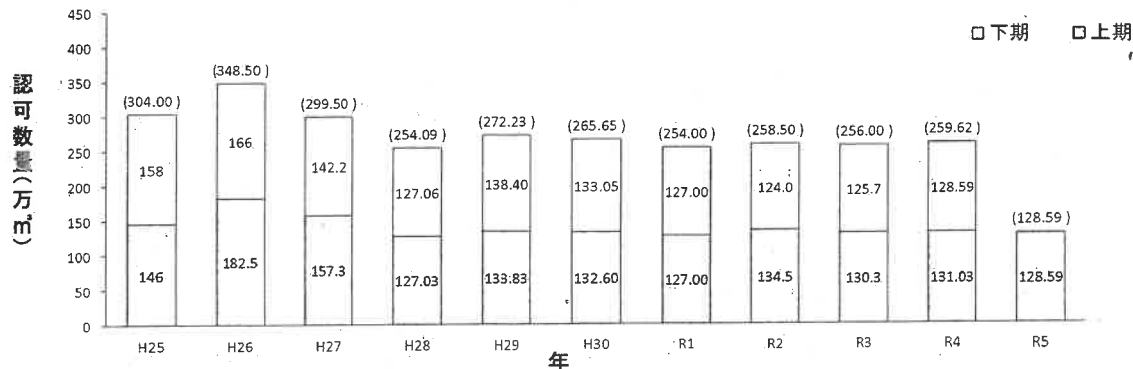
採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁 業 種 漁 場 外											小 計	合 計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	7.00	5.00												12.00	12.00
		計画	7.00	5.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.60	8.00	4.30	9.70	7.10	9.30	14.00							63.00	63.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								0.40	1.00				8.60	10.00	10.00
		計画								0.30	0.90				7.80	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								1.12	0.93	22.50	22.50		2.98	50.03	50.03
		計画								1.12	0.93	21.00	21.00		2.98	47.03	47.03
合計	0	同意	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	1.52	1.93	22.50	22.50		11.58	181.03	181.03
		計画	17.60	13.00	4.30	9.70	7.10	9.30	14.00	1.42	1.83	21.00	21.00		10.78	131.03	131.03

## 令和3年下期土石採取計画量

単位: 万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業種 漁場内	数量 種別	漁 業 種 漁 場 外											小 計	合 計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西			遠賀沖	
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	7.00	5.00												12.00	12.00
		計画	7.00	5.00												12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00							109.00	109.00
		計画	10.20	6.90	4.10	8.70	6.40	8.80	12.60							57.70	57.70
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								7.00	3.00					10.00	10.00
		計画								6.50	2.50					9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								2.50	2.50	22.50	22.50			50.00	50.00
		計画								2.50	2.50	21.00	21.00			47.00	47.00
合計	0	同意	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	9.50	5.50	22.50	22.50			181.00	181.00
		計画	17.20	11.90	4.10	8.70	6.40	8.80	12.60	9.00	5.00	21.00	21.00			125.70	125.70

## 土石採取認可数量の推移(過去10年間)



4 港 第 8 6 1 号  
令和 4 年 1 2 月 7 日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿  
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長  
(管理係)



令和 5 年上期土石採取計画について (協議)

このことについて、別紙のとおり採取計画の認可申請がありましたので、福岡県一般海域管理運用要綱第 7 条の規定に基づき採取許可数量について事前協議します。

記

受付番号	申請者名	採取区域	備考
34	博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
35	博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
36	博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
37	博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
38	博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
39	博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
40	博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
41	唐津湾海区砂採取協同組合	小呂島南西沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
42	唐津湾海区砂採取協同組合	烏帽子島北沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
43	玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
44	玄洋海砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
45	玄洋海砂採取販売協同組合	遠賀沖	令和 4 年下期認可区域から変更あり
46	北九州砂採取販売協同組合	白島沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
47	北九州砂採取販売協同組合	白島西沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
48	北九州砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
49	北九州砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 4 年下期認可区域と同じ
50	北九州砂採取販売協同組合	遠賀沖	令和 4 年下期認可区域から変更あり



県土整備部港湾課  
管理係 荒倉  
内線 4556



## 一本釣りに使用する集魚灯に係る委員会指示について

### 筑前海区における釣りの集魚灯の規制の考え方

#### ・福岡県漁業調整規則による規制

福岡県漁業調整規則 40 条により沿岸域及び沖ノ島、小呂島、烏帽子島の 3 海里以内においては（委員会指示では A 海域と規定）、集魚灯に使用する電球は 10 キロワット以内に制限

#### ・許可漁業の制限措置による規制

小型いかつり漁業（5 トン以上 30 トン未満の漁船を使用してイカを目的に行う釣り）は、許可漁業として、制限措置により委員会指示と同等の規制（4.5 キロワット以内、ソケット数）を実施

#### ・委員会指示による規制

本委員会指示は、漁業調整規則の光力の規制の及ばない海域（委員会指示では B 海域と規定）、小型いかつり漁業の規制が及ばない一本釣りをを行う漁船について、集魚灯の光力（4.5 キロワット以内）及び電気設備（ソケット数）の規制を行うもの

また、漁業調整規則や小型いかつり漁業の規制には定義されていない LED 灯の取り扱いについても規定

### 委員会指示発出のこれまでの経過

#### ・光力の規制

一本釣りに使用する集魚灯に係る委員会指示は、光力 30 キロワット以内の規制が平成元年に初めて発出された（H1.3.30 指示 49 号）。その後、平成 6 年に 4.5 キロワット以内に引き上げられた（H6.3.17 指示 67 号）。

#### ・電気設備（ソケット数等）の規制

光力 4.5 キロワット規制のみでは、他県船の違反等に対する秩序維持が図れない状況があり、平成 11 年に「装着できる放電灯 3 キロワット以内のもの 1.5 灯以内」の規制が追加された（H11.3.29 指示 92 号）。さらに平成 18 年にはソケット数の規制も追加された（H18.3.28 指示 121 号）。

#### ・LED 灯の取り扱い

また、平成 29 年に今後、従来の放電灯より消費電力の低い LED 灯を使用する漁船が出てきた場合、これまでの規制だけでは、不十分と言うことで、LED 灯を使用した場合の消費電力換算の規定が追加された（H29.1.6 指示 178 号）。

## (現行)

### 筑前海区漁業調整委員会指示第199号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和4年2月18日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一

#### 1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

#### 2 指示の適用海域

##### (1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

##### (2) B海域

A海域を除く海域

#### 3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力（キロワット換算値）を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

#### 4 指示期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## (原案)

### 筑前海区漁業調整委員会指示第204号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

令和 年 月 日（公報掲載日）

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一

#### 1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

#### 2 指示の適用海域

##### (1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

##### (2) B海域

A海域を除く海域

#### 3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力（キロワット換算値）を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

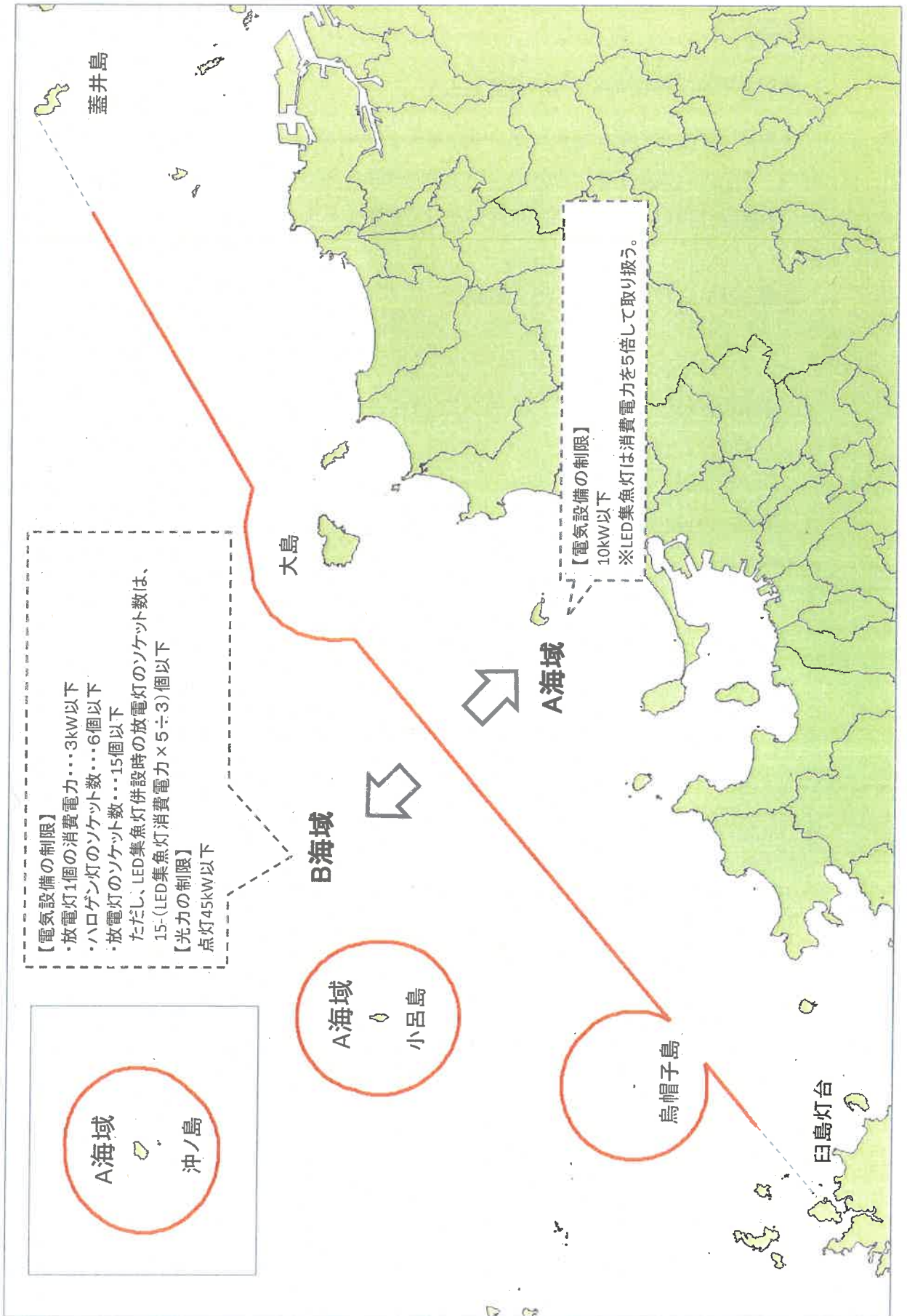
(3) B海域において、点灯できる集魚灯は電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

#### 4 指示期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで



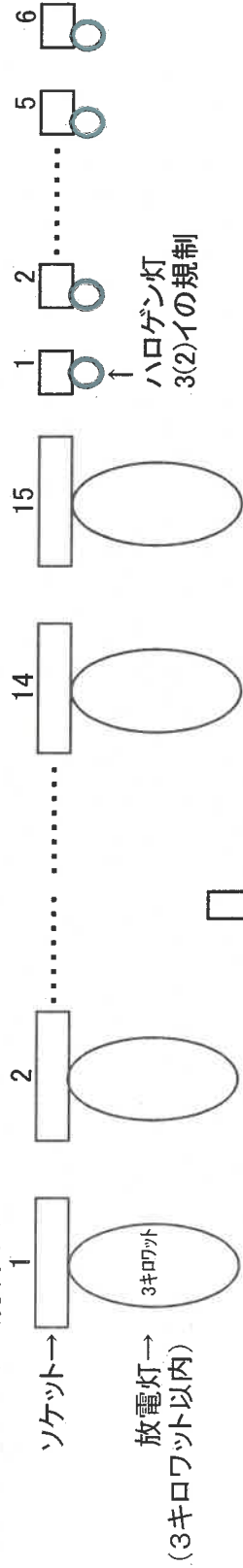
# 指示の適用海域図



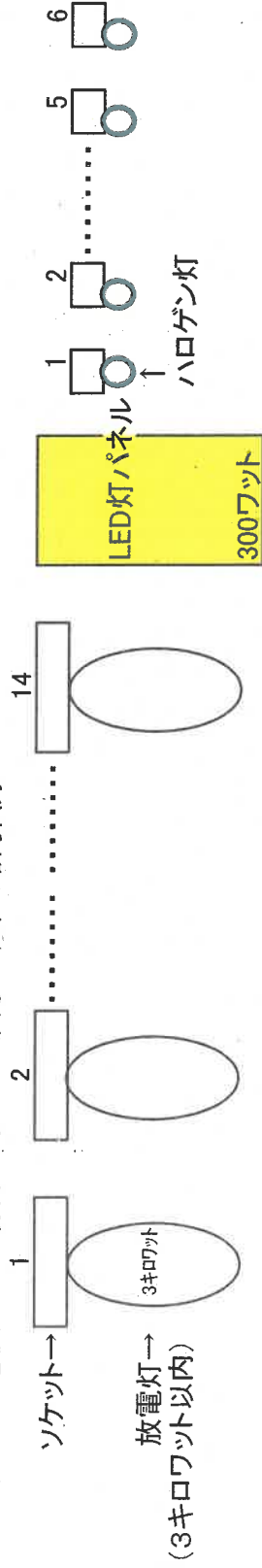
# 一本釣りに使用する集魚灯の規制イメージ図



○3(2)ア及びビの規制イメージ



○一部LED灯を使用した場合のイメージ及び3(2)の計算例



3(2)ウの計算例

消費電力が300ワットのLED灯を装備する場合の計算例

- 300ワットの5倍で、LED取扱電量 = 1500ワット
- 1500ワット ÷ 1.5キロワット → LED取扱電力をキロワット換算
- 1.5キロワット ÷ 3 = 0.5 → 切り上げで1となり1を減ずる
- ソケット数15個 - 1個 = 14個以内

令和4年12月6日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県漁業協同組合連合会  
代表理事会長 佐藤 政俊



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和4年12月6日

光力規制及びLED集魚灯の規制に関する要望書

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県筑前海釣漁業協議会  
会長 丸田 陽



日頃より筑前海沿岸漁業の振興につきましては、多大なるご尽力を賜るとともに、当協議会に関しても格段の御指導、御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、筑前海における一本釣りについては、集魚灯の消費電力やソケット数を規制する貴委員会指示により、我々漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避が図られてまいりました。

さらに近年では、省エネルギーに優れたLED集魚灯に対する関心が高まってきたことから、LED集魚灯については、消費電力に5を乗じた値を取扱電力とすること等を新たに追加した委員会指示を発出して頂きました。そのことにより、現在も以前と変わらず操業秩序の維持等を図ることが出来ている次第でございます。

現在の指示は今年度までとなっておりますが、当協議会と致しましても今後も漁業者の操業秩序の維持、また遊漁船とのトラブル回避のため、引き続き委員会指示発出について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。





## 全漁調連九州ブロック会議次第

〔 開催期日 令和4年10月27日(木)午後2時30分から午後5時まで  
開催場所 ホテルセントヒル長崎 3階「紫陽花」 〕

### 【参加範囲】

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック各海区漁業調整委員会(会長, 事務局)
- (2) 水産庁資源管理部管理調整課, 九州漁業調整事務所, 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部林務水産課
- (3) 長崎県水産部長, 長崎県連合海区漁業調整委員会(会長, 事務局), 県内海区 漁業調整委員会(会長)、県水産部

### 1 開 会

司 会：事務局長 古原 和明

### 2 挨拶

- ① 主催者挨拶  
全国海区漁業調整委員会連合会 副会長 江口 幸男 (熊本県連合)
- ② 開催地挨拶 (地元海区)  
長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄
- ③ 来賓挨拶  
水産庁管理調整課 課長 斎藤 晃
- ④ 地元県挨拶  
長崎県水産部長 川口 和宏
- ⑤ 来賓紹介

### 3 議長選出

長崎県連合海区漁業調整委員会 会長 志岐 富美雄

### 4 議事録署名人選出 (前回、次回の幹事県)

・沖縄県海区

・佐賀県連合海区

## 5 議事

第1号議案 令和5年度要望事項について

第2号議案 協議事項・照会について

- ・協議事項：なし
- ・照会：鹿児島県連合海区

第3号議案 次期開催海区について

- ・佐賀県連合海区

## 6 その他

7 閉会 16時20分

8 講演 16時30分

- ・「新たな資源管理の推進について」
- ・講師：水産庁管理調整課 課長 斎藤 晃

〔情報交換会〕18時頃から20時まで

- ・1階 「出島」
- ・挨拶 九州漁業調整事務所 所長 三野 雅弘

令和5年度要望事項(各県提出議題)

要望事項		提案県	
1	海区漁業調整委員会制度について 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	長崎 熊本	継続
2	太平洋クロマグロの資源管理について 漁獲上限の拡大、遊漁者への指導、経営安定対策の拡充(混獲回避休漁支援事業の発動緩和)	佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	継続
3	沿岸漁業と沖合漁業の調整 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	福岡 熊本 鹿児島	継続
4	漁業法改正後の制度運用について 地方自治体への適切な指導・助言	大分	継続
5	外国漁船問題について 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について 東シナ海における漁船の安全操業確保について 日中漁業協定に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について 日中漁業協定の見直しについて 日台漁業取決めの見直しについて	福岡  長崎  熊本 鹿児島  沖縄	継続
6	ミニボートによる危険行為の防止について 所有者登録と保険加入をセットにした制度の創設、安全講習会の充実、事故防止の安全装置設置義務など	佐賀 熊本	継続



令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

要望事項

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について **継 続**

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。

令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に  
係る提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

要望事項

(4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について 継 続

内 容

新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国のような漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。



令和4年度（第50回）

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議

日 時 令和4年10月18日(火)

場 所 石川県金沢市 KKRホテル金沢

全国海区漁業調整委員会連合会

令和4年度（第50回）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議 次第

日 時：令和4年10月18日（火）14時～

場 所：KKRホテル金沢「鳳凰」

金沢市大手町2番32号

- 1 開 会 14:00
- 2 挨拶
- (1) 開催海区：石川海区漁業調整委員会会長
- (2) 主催者：全国海区漁業調整委員会連合会副会長
- (3) 来 賓：水産庁資源管理部漁業調整課沿岸遊漁室
- (4) 開催 県：石川県農林水産部次長兼課長
- 3 議長の選出
- 4 議 事
- (1) 令和4年度総会決議事項の要望結果について 14:25～
- (2) 令和5年度要望事項について 15:00～
- (3) 全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について 16:00～
- 休 憩
- (4) 水産庁よりの情報提供 16:30～
- 6 その他
- 7 閉 会 17:00

令和5年度 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロックの要望事項について

要望項目	提案海区	新規・継続	議 題
I			
II			
III	青森県西部	継続	太平洋クロマグロの資源管理について
III	秋田	継続	太平洋クロマグロの資源管理について
III	新潟・佐渡・富山・石川・福井・山形	継続	クロマグロの資源管理について
III	京都	継続	クロマグロの資源管理について
III	但馬	継続	くろまぐろの資源管理について
III	鳥取	継続	太平洋クロマグロの資源管理について
III	島根県連合	継続	クロマグロの資源管理に係る対策等の充実について
IV	青森県西部	継続	海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について
IV	山形	継続	日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について
IV	新潟・佐渡・富山・石川・福井	継続	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について
IV	京都	継続	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
IV	山口県日本海	継続	沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について
V	京都	新規	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
V	但馬	継続	漁業法改正後の資源管理について
VI	島根県連合	継続	水産政策の改革に伴う資源管理の推進について
VI	新潟・佐渡・富山・石川・福井	継続	外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について
VI	但馬	継続	日本海における漁業秩序の確立と取締体制の強化について
VI	鳥取	継続	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について
VI	島根県連合	継続	日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について
VI	島根県連合	継続	北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について
VII	山形	継続	プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について
VII	新潟・佐渡・富山・石川・福井・山形	継続	ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について
VII	新潟・佐渡・富山・石川・福井	継続	遊漁者に対する操業ルール作りと漁業との調整について
VII	京都	継続	ミニボートの安全対策について
VII	但馬	新規	水産資源の利用に対する遊漁者の管理に向けた体制整備について
VII	山口県日本海	継続	ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について

(要望項目の区分)

	議題数
I 海区漁業調整委員会制度について	0
II 沿岸漁場の秩序維持について	0
III 太平洋クロマグロ資源管理について	7
IV 沿岸資源の適正な利用について	5
V 漁業法改正後の制度運用について	2
VI 外国漁船問題等について	6
VII 海洋性レジャーとの調整等について	6



## 第41回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

### 議 事 次 第

日 時：令和4年12月1日（木） 13：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室  
(東京都千代田区霞が関1-2-1)

#### 1 開 会

#### 2 挨拶

#### 3 議 題

(1) 会長の互選について

(2) 広域魚種の資源管理について

1 部会における取組

2 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

3 日本海沖合におけるベニズワイガニ

4 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ

(3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

(4) その他

① TAC魚種拡大に向けた検討状況について

② 令和5年度資源管理関係予算について

#### 4 閉 会



## 太平洋クロマグロに関する委員会指示について

### 1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで対象が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数1.3万隻)、

② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数1.7万隻(令和4年11月現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で5回目の更新)している。現行の承認期間は令和5年3月31日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針」及び「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」についても新たに制定する。

### 2. 新しい委員会指示の概要

承認対象を「過去2年間の実績者」とすることにより、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

#### (1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認条件とする。

##### ① 過去2年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

- ・ 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

##### ② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

- ・ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

##### ③ 暴力団員等ではないこと

- ・ 暴力団員等に該当しない旨の適格性に関する誓約書があること。

#### (2) 承認期間について

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

令和四年十二月一日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 ○○ ○○

日本海・九州西広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐる漁業の承認に係る委員会指示

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和三十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域
- (2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業
  - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
  - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
  - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
  - ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
  - ホ 法第五十七条第一項の規定により道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業
    - (イ) 小型定置漁業
    - (ロ) 小型定置網漁業
    - (ハ) 底建網漁業
    - (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる県における下欄に掲げる漁業
  - ヘ 法第二百十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道具における下欄に掲げる漁業

## 2 操業の禁止

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域に

において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

### 3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和四年十二月三十一日）において、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十三号の3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和三年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 漁業法第二百二十一条第四項で準用する同法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までに掲げる者に該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わつて、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しな

- い。
- (3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の簿本（以下「原簿本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿本の添付を省略することができる。

#### 4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、(4)の規定による申請の場合にあつては現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

#### 5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

## 6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
- イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
- ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

## 7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年一月一日から令和七年三月三十一日までとする。

## 8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

別表 1

道府県名	漁業名
沖縄県	まぐろはえ縄漁業

別表 2

道府県名	漁業名
北海道	まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業
青森県	まぐろはえなわ漁業